

## 【個人向け国債・新窓販国債に関する重要事項説明書】

亀有信用金庫

この度は亀有信用金庫をご利用いただきましてありがとうございます。  
さて、お取引いただきました国債については以下の各規定・約款等が適用されます。

この規定・約款等は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定・約款等の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知致します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知致します。

### 「金融商品の販売等に関する法律」に基づく重要事項のご説明

この冊子には、亀有信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)で個人向け国債・新窓販国債に関するお取引をいただくにあたっての重要事項が記載されております。お客様におかれましては、お申込みの前に本冊子の内容をよくお読み頂き、重要事項について十分にご理解、ご納得のうえお申込みください。

## 目次

	国債にかかわる規定・約款		ページ
1	金銭・債券の預託・記帳及び振替に関する契約のご説明	2020年4月	2
2	個人向け国債の契約締結前交付書面	2020年3月	4
3	公共債（除く個人向け国債）の契約締結前交付書面	2020年3月	7
4	国債に係る振替決済口座管理規定	2020年4月	10
5	国債に係る保護預り規定（取引残高報告書式）	2020年4月	15
6	特定口座約款	2021年4月	20
7	個人情報等の利用目的のお知らせ（様式1）	2022年4月	23

## 金銭、債券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当金庫では、お客様から債券の売買等に必要な金銭及び債券をお預かりし、法令に従って当金庫の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない債券について、法令に従って当金庫の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

### 手数料など諸費用について

- ・ 債券のお預かりについては、手数料を頂戴しません。

### この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### 金銭・債券の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当金庫では、お客様から債券の売買等に必要な金銭及び債券をお預かりし、法令に従って当金庫の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない債券について、法令に従って当金庫の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

### 当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当金庫では、債券取引口座を設定していただいた上で、債券の売買等の注文を受付けております。

### この契約の終了事由

当金庫の「国債に係る振替決済口座管理規定」および「国債に係る保護預り規定」に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- お客様について相続の開始があったとき
- 当金庫所定の期間において口座残高がない場合
- やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

## 当金庫の概要

商号等 亀有信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第149号

本店所在地 〒125-8508 東京都葛飾区亀有3丁目13番1号

加入協会 なし

### 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは事務部事務企画課（9時～17時、電話：0120-011-755（フリーダイヤル）または03-3603-0181（本部代表電話）までお申し出ください。

紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務部事務企画課若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部事務企画課若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

出資金 7億円

主な事業 信用金庫業

設立年月 大正9年12月

連絡先 資金証券部（03-3603-1864）又はお取引のある支店にご連絡ください。

個・利前 2020.4

## 個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

### 手数料など諸費用について

- 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

●変動10年	●固定5年	●固定3年
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人向け国債は発行後、1年経過すれば中途換金が可能です。</li> <li>個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>中途換金調整額</li> </ul>		
直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685		

### 個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

※ 発行から一定期間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お取引のある本店又は支店にお問い合わせください。

### 個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当金庫における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- 個人向け国債の募集の取扱い
- 個人向け国債の中途換金の為の手続き

### 個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する課税は、以下によります。

- 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 譲渡の制限

- 個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。
- 解約するときは、解約日の8営業日前までに当金庫所定の方法によりその旨をお申し出ください。なお、償還日および利子支払日の6営業日前から償還日および利子支払日の前営業日までの間を受渡日とするお取引はできません。

## 当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2に基づく登録金融機関業務であり、当金庫において個人向け国債のお取引等を行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を申込書等に記入等していただきます。これらの事項を記入等していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書（契約締結時交付書面）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

## 当金庫の概要

商号等 亀有信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第149号

本店所在地 〒125-8508 東京都葛飾区亀有3丁目13番1号

加入協会 加入協会なし

### 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部事務企画課（9時～17時、電話：0120-011-755（フリーダイヤル）または03-3603-0181（本部代表電話））にお申し出ください。

紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部事務企画課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁

護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部事務企画課若しくは全国しんさん相談所にお問合せください。

出 資 金	7億円
主 な 事 業	信用金庫業
設 立 年 月	大正9年12月
連 絡 先	資金証券部(03-3603-1864)又はお取引のある支店にご連絡ください。

個前30.3

## 公共債（除く個人向け国債）の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、個人向け国債を除く公共債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○公共債のお取引は、主に募集や当金庫が直接の相手方となる等の方法により行います。

○公共債は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

### 手数料など諸費用について

- 公共債を募集により、または当金庫との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

### 金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 公共債の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 公共債が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損又は償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 公共債が15年変動利付国債である場合には、その利子は10年国債の金利の上昇（低下）に連動して増減しますので、このような特性から、15年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

### 有価証券の発行者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- 公共債の発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって、売却損が生じる場合があります。
- 公共債の発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。
- 公共債のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

## 公共債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 公共債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

### 公共債に係る金融商品取引契約の概要

当金庫における公共債のお取引については、以下によります。

- ・ 公共債の募集の取扱い
- ・ 当金庫が自己で直接の相手方となる国債の売買
- ・ 公共債の売買の媒介、取次ぎ又は代理

### 公共債に関する租税の概要

◎平成25年1月から平成49年末までに支払を受ける利子については、復興特別所得税が課税されるため、利払時に20.315%（所得税15%＋復興特別所得税0.315%＋地方税5%）の源泉徴収が行われます。

個人のお客様に対する公共債の課税は、原則として以下によります。

- ・ 公共債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 公共債の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 公共債の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する公共債の課税は、原則として以下によります。

- ・ 公共債の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される公共債の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

### 譲渡の制限

- ・ 国債を除く公共債（振替債に限ります）は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。

## 当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2に基づく登録金融機関業務であり、当金庫において公共債のお取引等を行われる場合は、以下によります。

- 公共債のお取引にあたっては、振替決済口座又は保護預り口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、額面、価格等お取引に必要な事項を申込書等に記入等していただきます。これらの事項を記入等していただけなかったときは、お取引できない場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書（契約締結時交付書面）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

## 当金庫の概要

商号等	亀有信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第149号
本店所在地	〒125-8508 東京都葛飾区亀有3丁目13番1号
加入協会	加入協会なし
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部事務企画課（9時～17時、電話：0120-011-755（フリーダイヤル）または03-3603-0181（本部代表電話））にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部事務企画課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部事務企画課若しくは全国しんきん相談所にお問合せください。
出資金	7億円
主な事業	信用金庫業
設立年月	大正9年12月
連絡先	資金証券部（03-3603-1864）又はお取引のある支店にご連絡ください。

利前30.3

## 国債に係る振替決済口座管理規定

### (この規定の趣旨)

**第1条** この規定は、お客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決国債」といいます。）に係る口座を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものとします。

### (振替決済口座)

- 第2条** 振決国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3 当金庫は、お客様が振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

### (振替決済口座の開設)

- 第3条** 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
- 2 当金庫は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

### (共通番号の届出)

**第3条の2** お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

### (当金庫への届出事項)

**第3条の3** 「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

### (契約期間等)

- 第4条** この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- 2 この契約は、お客様又は当金庫からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

### (手数料)

- 第5条** この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、手数料一覧表記載の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年3月の当金庫所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。
- なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。
- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から

適用します。

- 3 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振込国債の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
- 4 当金庫は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第10条により当金庫が受け取る振込国債の償還金、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

#### （振替の申請）

**第6条** お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - 2 法令の規定により禁止された譲渡又は買入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。
- 1 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
  - 2 お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
  - 3 振替先口座
  - 4 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、あらかじめ当金庫が定める所定の日までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当金庫所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 6 当金庫に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

#### （他の口座管理機関への振替）

**第7条** 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

また、当金庫で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当金庫及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

#### （担保の設定）

**第8条** お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

#### （みなし抹消申請）

**第9条** 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債が償還（分離利息振込国債にあつては、利子の支払い）された場合には、お客様から当金庫に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当金庫がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

#### （元利金の代理受領等）

**第10条** 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、信金中央金庫が当金庫に代わってこれを受取り、当金庫が信金中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。

#### (お客様への連絡事項)

**第 11 条** 当金庫は、振込国債について、残高照合のための報告をご通知します。

- 2 前項の残高照合のための報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年 1 回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫の資金証券部に直接ご連絡ください。
- 3 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当金庫は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第 2 項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

#### (成年後見人等の届出)

**第 12 条** 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- 3 既に補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 4 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 5 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### (届出事項の変更)

**第 13 条** 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他のお届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- 2 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

#### (当金庫の連帯保証義務)

**第 14 条** 日本銀行又は信金中央金庫が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- 1 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行又は信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務
- 2 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行又は信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務

- 3 その他、日本銀行又は信金中央金庫において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(反社会的勢力との取引拒絶)

**第15条** この振替決済口座は、第16条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第16条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をおことわりするものとします。

(解約等)

**第16条** この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当金庫が指定する日までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出し、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 1 お客様が手数料を支払わないとき
- 2 お客様について相続の開始があったとき
- 3 お客様等がこの規定に違反したとき
- 4 第5条による手数料の計算期間が満了したときに口座残高がないとき
- 5 やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

- 3 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客様に通知することにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振替国債を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、振替国債を換金し金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により損害が生じたときは、その損害額を直ちににお支払ください。

- 1 お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

イ. 暴力団

ロ. 暴力団員

ハ. 暴力団準構成員

ニ. 暴力団関係企業

ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

ヘ. その他イからホに準ずるもの

- 2 お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

イ. 暴力的な要求行為

ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

ホ. その他イからニに準ずる行為

- 4 前2項による振込国債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第5条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちににお支払いください。

- 5 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第5条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

- 6 第2項又は第3項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替決済国債及び金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

**第17条** 法令の定めるところにより振込国債の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当

金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

**(免責事項)**

**第 18 条** 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第 13 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影（又は署名）がお届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第 17 条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

**(この規定の変更)**

**第 19 条** この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

2020 年 4 月改訂  
亀有信用金庫

## 国債に係る保護預り規定（取引残高報告書式）

### （保護預り証券の範囲）

第1条 この保護預りでは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に規定する次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りします。

- 1 国債証券
  - 2 地方債証券
  - 3 政府保証債券
- 2 当金庫は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等の保護預りをお断りすることがあります。
- 3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といいます。

### （保護預り証券の保管方法及び保管場所）

第2条 当金庫は、保護預り証券について、この規定及び金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- 1 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。
- 2 前号による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。

### （混蔵保管に関する同意事項）

第3条 前条の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること
- 2 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

### （共通番号の届出）

第4条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

### （保護預り口座の設定）

第4条の2 国債証券等については、当金庫に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当金庫所定の保護預り口座設定申込書をご提出ください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 2 保護預り口座設定申込書に押印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

### （契約期間等）

第5条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

### （手数料）

第6条 この保護預りの手数料（以下「手数料」といいます。）は、手数料一覧表記載の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年3月の当金庫所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。

なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。

- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 3 契約期間中に解約があった場合又は保護預り証券のすべてが償還された場合は、解約日又は償還日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。
- 4 当金庫は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第10条により当金庫が受け取る保護預り証券の償還金（第9条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利金又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

#### （預入れ及び返還）

- 第7条** 国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当金庫所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 2 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その8営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
  - 3 利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
  - 4 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫が預りしているものとします。

#### （保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

- 第8条** 当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。
- 1 当金庫に保護預り証券の買取りを請求される場合
  - 2 当金庫が第10条により保護預り証券の償還金を受け取る場合
  - 3 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

#### （抽せん償還）

- 第9条** 混蔵保管中の保護預り証券が抽せん償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当金庫所定の方法により公正かつ厳正に行います。

#### （償還金等の受入れ等）

- 第10条** 保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当金庫がこれを受け取り指定口座に入金します。

#### （お客様への連絡事項）

- 第11条** 当金庫は、保護預り証券について、次の事項をご通知します。
- 1 残高照合のための報告
  - 2 第9条により被償還者に決定したお客様には、その旨及び償還額
- 2 前項第1号の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫の資金証券部に直接ご連絡ください。
- 3 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
  - 4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答で

きる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

#### (成年後見人等の届出)

**第12条** 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- 3 既に補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 4 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 5 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### (届出事項の変更手続き)

**第13条** 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- 2 前項によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

#### (反社会的勢力との取引拒絶)

**第14条** この保護預り口座は、第15条第5項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができるものとし、第15条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの保護預り口座の開設をおことわりするものとします。

#### (解約等)

**第15条** この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当金庫が指定する日までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。第5条によるお客様からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 前項にかかわらず、保護預り証券の利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当金庫がお預りしているものとします。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。第5条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
  - 1 お客様が手数料を支払わないとき
  - 2 お客様について相続の開始があったとき
  - 3 お客様等がこの規定に違反したとき
  - 4 やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
  - 5 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、この契約を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの契約を停止し、またはお客様に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。
    - 1 お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
      - イ. 暴力団
      - ロ. 暴力団員
      - ハ. 暴力団準構成員

## 二. 暴力団関係企業

ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

ヘ. その他イからホに準ずる者

2 お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

イ. 暴力的な要求行為

ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

ホ. その他イからニに準ずる行為

6 前2項による保護預り証券の引取り手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第6条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

7 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第6条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第6条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

8 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。

1 第4項、第5項に基づく解約に際しては、当金庫の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

2 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金・反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

### (緊急措置)

**第16条** 法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、又は店舗等の災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

### (公示催告等の調査等の免除)

**第17条** 当金庫は、保護預り証券について、公示催告の申し立て、除権決定の確定等についての調査義務は負いません。

### (譲渡、質入れの禁止)

**第18条** この契約によるお客様の権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

### (免責事項)

**第19条** 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

1 第13条第1項による届出の前に生じた損害

2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

3 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害

4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、国債証券等の預入れ又は保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害

5 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

6 第16条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

### (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

**第20条** 有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）が施行されております。以下同じ。）に基づく振

替決済制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる国債証券等のうち、当金庫がお客様からお預りしている国債証券等であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

**(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)**

**第 21 条** 社振法の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当金庫に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うこと並びに第 3 号及び第 4 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 社振法附則第 14 条（同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）への申請
- 2 その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当金庫から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
- 3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- 4 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当金庫の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- 5 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この規定によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当金庫が別に定める規定により管理すること

**(この規定の変更)**

**第 22 条** この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

2020年4月改訂  
亀有信用金庫

# 特 定 口 座 約 款

# 亀有信用金庫

## 第1章 総則

### 1. 約款の趣旨

- (1) この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が亀有信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において設定する特定口座（租税特別措置法で規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。
- (2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、他の取引規定・約款等の定めるところによるものとします。

## 第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例（上場株式等保管委託契約）について

### 2. 特定口座開設届出書等の提出

- (1) 申込者が特定口座の設定を申し込むに当たっては、あらかじめ、当金庫に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき、申込者の氏名、住所、生年月日および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の10の3第5項の規定に該当する場合には、氏名、住所および生年月日）等の確認を行います。
- (2) 申込者は特定口座を当金庫に複数開設することはできません。ただし、租税特別措置法その他関係法令に規定する課税未成年者口座専用の特定口座である場合を除きます。
- (3) 申込者が特定口座内の上場株式等（租税特別措置法で規定する「特定口座内保管上場株式等」のうち当金庫が取り扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡による所得について源泉徴収を選択する場合には、あらかじめ、当金庫に対し特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内の上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を選択しない旨のお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。年の最初に上場株式等の譲渡をした後は、当該年内は特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- (4) 申込者が当金庫に対して租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等（当金庫が取り扱う投資信託の分配金および特定公社債の利子に限り、以下同じ。）を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、年の最初に上場株式等の配当等の支払が確定した日以後は、当該年内は特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

### 3. 特定保管勘定における振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託

上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

### 4. 所得金額の計算

当金庫は、特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算については、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づいて行います。

### 5. 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲

当金庫は申込者の特定保管勘定において原則として次の上場株式等のみを受け入れます。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② 当金庫以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受け入れられている上場株式等の全部または一部を所定の方法により当金庫の当該申込者の特定口座に移管することにより受け入れるもの（当金庫が取り扱う上場株式等に限り、以下同じ。）。
- ③ 申込者が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。また、特定遺贈については受遺者が相続人の場合に限り、以下同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る遺贈者の当金庫または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座または特定口座以外の口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当金庫特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（当金庫が取り扱う上場株式等に限り、以下同じ。）。
- ④ 上記①から③のほか、租税特別措置法その他関係法令の規定で特定口座への受入れが可能とされている上場株式等のうち、当金庫が取り扱う上場株式等について、法令の定めにより受け入れるもの。

### 6. 特定口座を通じた取引

申込者が当金庫との間で行う、上記5.の特定口座に受け入れる範囲の上場株式等に関する取引に関しては、特にお申出のない限り、特定口座を通じて行います。

### 7. 譲渡の方法

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡の方法は、当金庫に対する譲渡、または租税特別措置法その他関係法令の規定により譲渡とみなされる方法を含むものとします。

### 8. 源泉徴収等

- (1) 当金庫は、申込者より特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法その他関係法令の

規定に基づき源泉徴収・特別徴収または還付を行います。

(2)上記(1)の届出書をご提出いただいた場合、源泉徴収・特別徴収または還付については当金庫所定の方法で行います。

#### 9. 特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知

申込者が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当金庫は、申込者に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

##### 10. 上場株式等の移管

当金庫は、申込者が当金庫以外の金融商品取引業者等に開設されている特定口座において保管の委託等がされている上場株式等を当金庫に開設されている特定口座に上記5. ②に規定する移管をされる場合には、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

##### 11. 贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ

当金庫は、上記5. ③に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

##### 12. 年間取引報告書の送付

(1) 当金庫は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日までに1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出します。なお、下記18. に基づき本契約が終了した場合には、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに交付および提出を行います。

(2) 上記(1)にかかわらず、その年中に上場株式等の譲渡および配当等の受入れが行われなかった場合には、特定口座年間取引報告書の申込者への交付は省略できるものとします。ただし、申込者から請求があった場合は、この限りではありません。

### 第3章 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収の特例（上場株式配当等受領委任契約）について

#### 13. 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

(1) 当金庫は、申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、投資信託の分配金に該当するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている投資信託に係るものに限り、）および特定公社債の利子（特定保管勘定で管理されている特定公社債に係る利子に限り、）で、当金庫により所得税等が徴収されるべきもののみを受け入れます。

(2) 当金庫が支払の取扱いをする上記(1)前項の投資信託の分配金および特定公社債の利子のうち、当金庫が当該投資信託の分配金および特定公社債の利子その支払をする者から受け取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

#### 14. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出

(1) 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して上記2. (3)の特定口座源泉徴収選択届出書および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただくものとします。

(2) 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出いただくものとします。なお、申込者が当金庫に対して特定口座源泉徴収選択届出書を提出している場合は、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

#### 15. 特定上場株式配当等勘定における処理

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

#### 16. 所得金額等の計算

当金庫は、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算については、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づいて行います。

### 第4章 雑則

#### 17. 届出事項の変更

特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項、または特定口座を開設する当金庫の営業所に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく特定口座異動届出書を当金庫にご提出いただくものとします。

#### 18. 契約の終了

次のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。

- ① 申込者が当金庫に対して特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② 申込者が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき
- ④ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

#### 19. 免責事項

申込者が上記17. の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上

の取扱い等に関し申込者に生じた不利益および損害について、当金庫はその責を負いません。

## 20. 直轄

本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を直轄裁判所とすることに合意します。

## 21. 約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上

(2021年4月改訂)

# 個人情報等の利用目的のお知らせ

## 亀有信用金庫

当金庫は、お客様の個人情報及び個人番号（「個人情報等」といいます。）を個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）および行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）に基づき、下記業務において、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。個人番号については、法令等で定められた範囲でのみ利用致します。

### 記

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務</li> <li>○公共債・投信販売業務、保険販売業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務</li> <li>○その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）</li> </ul>
A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため</li> <li>○法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため</li> <li>○預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため</li> <li>○融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため</li> <li>○適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため</li> <li>○与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため</li> <li>○他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</li> <li>○お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</li> <li>○市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</li> <li>○ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため</li> <li>○提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため</li> <li>○各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため</li> <li>○その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため</li> </ul>
B. 個人番号の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため</li> <li>○金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため</li> <li>○金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため</li> <li>○金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため</li> <li>○国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため</li> <li>○非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため</li> <li>○預貯金口座付番に関する事務のため</li> </ul>
法令等による利用目的の限定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○信用金庫法施行規則第110条等により個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。</li> <li>○信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。</li> </ul>

令和4年4月1日改正